



発行 新潟県
第 60 号
 平成28年8月5日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 852 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 853 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 854 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 855 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 856 公共測量の実施通知（監理課）
- 857 公共測量の実施通知（監理課）
- 858 公共測量の実施通知（監理課）
- 859 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 採石業務管理者試験の実施（河川管理課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第852号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、関川村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月9日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から3時まで	関川村役場車庫	関川村全域
9月12日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第853号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を平成28年6月23日認可した。

平成28年8月5日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第854号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成28年8月8日から平成28年9月5日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月5日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 関川水系土地改良区	五野井	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	上越市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第855号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字滝谷、滝谷新田、入和田、西元寺、宝蔵寺新田の各一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 駒込一丁目、駒込、丸山ノ内善之丞組の各一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿

	赤渋の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 竜光、下新田の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 干溝の一部

- 2 認証年月日
平成28年7月27日

◎新潟県告示第856号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年7月23日から平成28年8月31日まで
- 3 作業地域 長岡市山古志南平地内池谷地区

◎新潟県告示第857号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中江北部第2地区「1次」 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年7月26日から平成29年3月8日まで
- 3 作業地域 上越市大字荒屋ほか地内

◎新潟県告示第858号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成28年8月1日から平成28年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第859号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 五十公野地区「2次」 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年8月1日から平成29年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市上新保、下新保ほか地内

公 告

採石業務管理者試験の実施について（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成28年度（第45回）採石業務管理者試験を

次のとおり実施する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 試験の日時及び場所
平成28年10月14日(金) 午前10時から正午まで
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁西回廊大会議室
- 2 受験手続
 - (1) 受験願書請求先
新潟県土木部河川管理課
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所
 - (2) 受験願書提出先
新潟県土木部河川管理課
 - (3) 受験願書受付期間
平成28年8月24日午前8時30分から平成28年9月23日午後5時15分まで
(郵送の場合は平成28年9月23日付け消印のあるものを有効とする。)

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県警察情報システム用ネットワーク回線利用契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
平成28年6月21日(火)
- 5 落札者の氏名及び住所
ソフトバンク株式会社
東京都港区東新橋1丁目9番1号
- 6 落札価格
119,821,680円
- 7 入札公告日
平成28年5月10日(火)
- 8 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年8月5日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
プレハブ冷蔵庫・冷凍庫 1式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年2月28日(火)
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年8月22日(月)午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。